

日本年金機構からの お知らせ

保険年金課（☎372-3311・内線709）

年金に関する大切な 書類が届きます

〈社会保険料（国民年金保険料）控除証明書〉

国民年金保険料は、納付した全額が所得税と住民税の社会保険料控除の対象になります。

配偶者や家族の保険料を支払っている場合は、その分も合わせて控除が受けられます。

年末調整や確定申告のときに必要です。領収書などと一緒に、大切に保管してください。

お手元に届く時期 11月上旬

*10月1日以降に、今年初めて国民年金保険料を納付した方には、平成29年2月上旬に送付されます。

過去5年分までの保険料が納付できます

生活保護法による生活扶助を受けている方は、国民年金保険料法定免除の対象者です。

特例により、時効で納付できなかつた保険料をさかのぼって納付できます。期限は、平成30年9月30日です。ただし、平成25年度以前の保険料には加算額が上乗せされます。

生活保護を受けている 方の保険料免除制度

日本年金機構では、保険料の納付が確認できない場合、委託業者が電話や文書、戸別訪問で、納付や免除申請手続きなどの案内をしています。北広島市内は株式会社アイヴィジットが担当しています。

委託しています 保険料収納業務

さかのぼって納付することにより、将来の年金受給額を増やしたり、年金の受給資格が得られたりする場合があります。
*すでに老齢基礎年金を受給している方は納付できません。

ます。納付が困難な場合には、一般の免除申請をしてください。

新さつぽろ年金事務所（札幌市厚別区厚別中央2条6丁目・☎892-1631）
*確定申告や年末調整については、市役所税務課（内線830）に問い合わせてください。

お問い合わせは…

イイ ミライ
11月30日は年金の日です！

年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

ねんきんネットを利用すると、いつでも自分の年金記録が確認できます。将来の年金受給見込額について、さまざまなパターンの試算をすることもできます。

ねんきんネットは、日本年金機構のホームページからご覧ください。